## 立川市境界標管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する市道、道路管理用地、認定外道路及び水路(以下これらを「市道等」という。)に設置されている境界標の管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において境界標とは、市道等の境界として、市が管理する境界石、境界 プレート及び境界びょうをいう。

(境界標保全の申請等)

- 第3条 市道等で工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、境界標に支障を きたすおそれのある工事を行うときは、事前に境界標の復旧及び影響の確認が可能とな るよう測量を行い、境界標の保全に必要な措置を講じるものとする。
- 2 工事施工者は、境界標を一時撤去する必要が生じたときは、あらかじめ隣接する土地 の所有者に承諾を得たうえで、境界標の一時撤去の承認申請書(第1号様式)により市 長に申請し、境界標の一時撤去の承認書(第2号様式)により承認を受けるものとする。
- 3 工事施工者は、境界標の位置に変動が生じる可能性がある工事を施工するときは、あらかじめ、境界標付近の工事施工届出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。
- 4 工事施工者は、境界標の復旧をするときは、位置及び設置施工方法について、第2項 の規定による申請の前に市長と協議するものとする。
- 5 工事施工者は、当該工事の施工範囲内で立川市公共基準点管理保全要綱(平成19年立 川市要綱第7号)の規定による申請及び届出をする必要があるときは、その手続の書類 と併せて、第2項の規定による申請及び第3項の規定による届出を行うことができる。
- 6 第2項の規定による申請及び第3項の規定による届出には、次の各号に掲げる図書を 添付するものとする。
  - (1) 案内図
  - (2) 位置図及び平面図(掘削位置及び境界標の位置関係を明示したもの)
  - (3) 工事前に境界標を測量した観測手簿又は同等のもの
  - (4) 写真(境界標、境界標周辺及び全引照点が確認できるもの)
  - (5) その他市長が指示する測量資料

(機能の回復)

- 第4条 前条第2項の規定により一時撤去した境界標を復旧する工事は、原因者である工 事施工者が行うものとする。この場合において、工事施工者は、既設の境界標の再使用 又は市指定の新規境界標を既設と同様の構造により再設置するものとする。
- 2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により境界標を滅失し、又は毀損した場合は、 前項の規定を準用する。

(しゅん工報告)

- 第5条 工事施工者は、工事がしゅん工したときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該 各号に定める報告書を速やかに市長に提出し、検査を受けるものとする。ただし、第1 号に定める場合にあっては、隣接する土地の所有者から、境界標が元の位置に復旧した ことについて、あらかじめ確認を受けるものとする。
  - (1) 境界標の一時撤去の承認書による承認を受け、境界標を再設置したとき 境界標 再設置工事しゅん工報告書 (第4号様式)
  - (2) 境界標付近の工事施工届出書を提出したとき 境界標付近の工事しゅん工報告 (第5号様式)
- 2 前項各号に定める報告書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。
  - (1) 案内図
  - (2) 境界標を再設置したときは、その位置図(正しく復旧されていることが確認できるもの)
  - (3) 境界標を測量した観測手簿又は同等のもの
  - (4) 写真(再設置したときは、設置工事の品質及び出来形が確認できるもの)
  - (5) その他市長が指示する測量資料
- 3 工事施工者は、第1項に規定する検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を 受けるものとする。

(費用の負担)

第6条 境界標の再設置工事に要する費用 (既設の境界標の取壊し及び境界標の購入の費用を含む。)及び境界標の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、原因者に負担をさせることが適当でないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、境界標の管理保全について必要な事項は、基盤整

備担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。